

北日本ハイテクニカルクッキングカレッジ学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、調理師法及び製菓衛生師法の趣旨に基づき、調理師、製菓衛生師としての専門技術並びに学術を教授せしめ、併せて一般教養の向上と人格の陶冶を図り、優秀な調理師、製菓衛生師の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、「北日本ハイテクニカルクッキングカレッジ」と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を「岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目5番15号」に置く。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限並びに定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員等は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	総学級数	備考
専門課程	調理科	1年	39名	39名	1学級	昼間
専門課程	高度調理科	2年	60名	120名	4学級	昼間
専門課程	製菓衛生師科	1年	30名	30名	1学級	昼間
専門課程	高度製菓衛生師科	2年	39名	78名	2学級	昼間

第3章 学年、学期、休業日

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要と認めた場合は、休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業 7月20日から 8月18日まで
- (4) 冬季休業 12月24日から 1月15日まで
- (5) 春季休業 3月20日から 4月 5日まで
- (6) 学校創立記念日

第4章 教育課程、単位数〔授業時数〕及び単位の授与

(教育課程、単位数〔授業時数〕)

第8条 本校の教育課程及び単位数〔授業時数〕は、別表のとおりとする。なお編成にあたって、教育課程編成委員会を設置し、その意見を活用するものとする。

2 授業時数の1単位時間は、調理科及び高度調理科は50分とし、製菓衛生師科及び高

度製菓衛生師科は60分とする。

- 3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習にあつては15時間又は30時間をもって1単位、実験、実習、実技にあつては30時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第9条 単位の授与は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行うものとする。

(始業時間及び終業時間)

第10条 本校の始業時刻は午前8時40分、終業時刻は調理科及び高度調理科は午後4時20分とし、製菓衛生師科及び高度製菓衛生師科は午後4時55分とする。

第5章 教職員組織

(教職員)

第11条 本校の教職員は、次のとおりとする。

- (1) 校長 1名
- (2) 校長代理 1名
- (3) 副校長 1名
- (4) 教員 調理師養成課程5名以上、製菓衛生師養成課程2名以上
- (5) 実習助手 調理師養成課程2名以上、製菓衛生師養成課程1名以上

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第6章 入学、退学、転学、休学及び卒業

(入学資格)

第12条 本校への入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学時期)

第13条 学生の入学については、毎年4月とする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に保証人連署のうえ、必要事項を記載して、入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きをした者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに入学金等を添え手続きをとらなければならない。

(保証人)

第 15 条 在学中に保証人が転居、改名、その他異動及び死亡した場合は直ちに届け出なければならない。

(転編入学)

第 16 条 転編入学については、定員に空きがある場合にのみ、所定の手続きを経た後に、校長がこれを許可する。なお、調理科及び高度調理科への転編入学者が他の学校で習得、履修した教科科目及び単位数（時間数）については、「調理師養成施設指導要領」に基づき取り扱うものとする。製菓衛生師科及び高度製菓衛生師科の転編入学者が他の学校で習得、履修した教科科目及び単位数（時間数）については、「製菓衛生師法の施行について」に基づき取り扱うものとする。

(休学、復学)

第 17 条 学生が、疾病、その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上休学する場合は、その事由を記し、診断書等を添えて校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

3 休学の期間は、修業年限以内とする。

(転学)

第 18 条 学生が転学しようとする場合は、その事由を記し、保証人連署のうえ校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 19 条 学生が退学しようとする場合は、その事由を記し、保証人連署のうえ校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第 20 条 各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上を修得した者について行う。

- (1) 調理科 33 単位
- (2) 高度調理科 62 単位
- (3) 製菓衛生師科 31 単位
- (4) 高度製菓衛生師科 62 単位

2 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与、国家資格の申請及び国家試験受験資格)

第 21 条 前条により、専門課程高度調理科または専門課程高度製菓衛生師科を修了した者には、専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

2 前条により、調理科及び高度調理科を修了した者には、調理師法に基づく調理師の免許申請の資格を与える。

3 製菓衛生師科及び高度製菓衛生師科において、製菓衛生師法に基づく養成施設の指定科目を履修し、所定の単位を修得した者には、製菓衛生師の受験資格を与える。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 22 条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者について表彰することができる。

(懲戒)

第 23 条 学生が、本校の規則に違反したり、学生の本分に反する行為があった場合、校長

- は、学生に対し懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
 - 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第8章 入学金及び授業料等

(納付金)

第24条 本校の入学金及び授業料等は、次のとおりとする。

学科名	入学金 (入学時)	授業料 (年額)	実験実習費		入学検定料
			1年(年額)	2年(年額)	
調理科	110,000円	600,000円	340,000円		20,000円
高度調理科	110,000円	600,000円	340,000円	330,000円	20,000円
製菓衛生師科	110,000円	600,000円	380,000円		20,000円
高度製菓衛生師科	110,000円	600,000円	380,000円	470,000円	20,000円

- 2 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(除籍)

第25条 授業料、その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

第9章 寄宿舎

(寄宿舎)

第26条 本校の寄宿舎は、北日本カレッジ寮（以下「寮」という。）と称する。

- 2 寮の運営方法、使用方法等については別に定める。

第10章 健康診断

(健康診断)

第27条 健康診断は、学校保健安全法の定めるところにより、毎年1回実施する。

第11章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第28条 本校の附帯教育事業は、次のとおりとする。

附帯教育事業名		修業期間	入学定員	総定員	総学級数
製菓衛生師通信教育科		1年	39名	78名	2学級
研 究 科	調理コース	1年	39名	39名	1学級
	製菓コース	1年			

- 2 附帯教育事業の受講料その他必要事項は別に定める。

附 則

この学則は平成16年4月20日から施行する。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 24 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、適用については令和 6 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 16 条、第 20 条、第 21 条及び第 24 条の適用については、令和 8 年度入学生から適用し、施行の日前に入学した者については、なお従前の例による。

別表 1

教育課程 調理科(1年課程)

教科科目		教育内容	調理師法 規定単位数 (授業時間数)	本校 単位数 (授業時間数)
必修科目	食と健康学	食生活と健康	3 (90)	3 (90)
	食品・栄養学	食品と栄養の特性	5 (150)	5 (150)
	食品衛生学	食品の安全と衛生	5 (150)	5 (150)
	調理理論と食文化概論	調理理論と食文化概論	6 (180)	6 (180)
	調理実習	調理実習	10 (300)	11 (330)
	総合調理実習	総合調理実習	3 (90)	3 (90)
合計			32 (960)	33 (990)

別表 2

教育課程 高度調理科(2年課程)

教科科目		教育内容	調理師法規定 単位数 (授業時間数)	本校1年次 単位数 (授業時間数)	本校2年次 単位数 (授業時間数)	本校1・2年次 合計単位数 (授業時間数)
必修科目	食と健康学	食生活と健康	3 (90)	3 (90)	/	3 (90)
	食品・栄養学	食品と栄養の特性	5 (150)	5 (150)		5 (150)
	食品衛生学	食品の安全と衛生	5 (150)	5 (150)		5 (150)
	調理理論と食文化概論	調理理論と食文化概論	6 (180)	6 (180)		6 (180)
	調理実習	調理実習	10 (300)	12 (360)		12 (360)
	総合調理実習	総合調理実習	3 (90)	3 (90)		3 (90)
その他の必修科目	高度調理実習	高度調理技術実習	/	/	14 (420)	14 (420)
	レストラン実習	フードサービス実習			6 (180)	6 (180)
	国際コミュニケーション学	国際コミュニケーション			1 (30)	1 (30)
	総合演習	その他の科目			2 (60)	2 (60)
	フードマネジメント				1 (30)	1 (30)
	一般常識				1 (15)	1 (15)
	キャリアデザイン				1 (15)	1 (15)
課題研究		2 (60)	2 (60)			
合計			32 (960)	34 (1,020)	28 (810)	62 (1,830)

別表 3

教育課程 製菓衛生師科(1年課程)

規定教科科目		製菓衛生師法 規定単位数 (授業時間数)	本校単位数 (授業時間数)
必修科目	衛生法規	1 (30)	1 (30)
	公衆衛生学	2 (60)	2 (60)
	食品学	2 (60)	2 (60)
	食品衛生学	4 (120)	4 (120)
	栄養学	2 (60)	2 (60)
	社会	1 (30)	1 (30)
	製菓理論	3 (90)	3 (90)
	製菓実習	16 (480)	16 (480)
合計		31 (930)	31 (930)

別表 4

教育課程 高度製菓衛生師科(2年課程)

規定教科科目		製菓衛生師法 規定単位数 (授業時間数)	本校1年次 単位数 (授業時間数)	本校2年次 単位数 (授業時間数)	本校1.2年次 合計単位数 (授業時間数)
必修科目	衛生法規	1 (30)	1 (30)	/	1 (30)
	公衆衛生学	2 (60)	2 (60)		2 (60)
	食品学	2 (60)	2 (60)		2 (60)
	食品衛生学	4 (120)	4 (120)		4 (120)
	栄養学	2 (60)	2 (60)		2 (60)
	社会	1 (30)	1 (30)		1 (30)
	製菓理論	3 (90)	3 (90)		3 (90)
	製菓実習	16 (480)	16 (480)		16 (480)
その他の必修の科目	高度製菓実習	/	/	22 (660)	22 (660)
	芸術			1 (30)	1 (30)
	サービス論			1 (15)	1 (15)
	情報処理			1 (30)	1 (30)
	総合演習			2 (60)	2 (60)
	課題研究			1 (15)	1 (15)
	製菓総論			1 (15)	1 (15)
	一般常識			1 (15)	1 (15)
キャリアデザイン	1 (15)	1 (15)	1 (15)		
合計		31 (930)	31 (930)	31 (855)	62 (1,785)